

第4期菊陽町障がい者計画
第7期菊陽町障がい福祉計画
第3期菊陽町障がい児福祉計画

概要版

こころ触れ合う
ともに支えあうまち
きくよう



令和6年3月
菊陽町



計画策定の趣旨と背景



近年、我が国の障がいのある人を取り巻く環境の変化をみると、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下、医療的ケア児支援法)」が施行され、それまで努力義務となっていた医療的ケア児に対する国や市町村の支援が責務となりました。そのほかにも、令和4年5月には、障がいのある人の社会参加の一層の推進に向けて、必要な情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進するための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が施行されるなど、障がいの有無や程度に関わらず、住み慣れた地域で生活するために必要な支援の充実が図られてきました。

この度、これまでの町の取り組みに、新たな国の障がい者制度の動向や県の動向を踏まえ、本町における更なる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第4期菊陽町障がい者計画」及び「第7期菊陽町障がい福祉計画」並びに「第3期菊陽町障がい児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

計画の期間



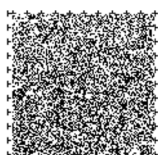
本計画は、障害者基本法及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく「第4期菊陽町障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく「第7期菊陽町障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「第3期菊陽町障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図っています。

また、計画の期間について、「第4期菊陽町障がい者計画」の計画期間を令和6年度～令和11年度の6年間、「第7期菊陽町障がい福祉計画」、「第3期菊陽町障がい児福祉計画」の計画期間を令和6年度～令和8年度の3年間とします。

ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間について

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
障がい者計画	第3期		第4期							第5期	
障がい福祉計画	第6期		第7期			第8期				第9期	
障がい児福祉計画	第2期		第3期			第4期				第5期	



計画の基本理念



こころ触れ合う ともに支えあうまち きくよう

障害者基本法では、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。

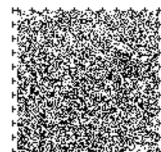
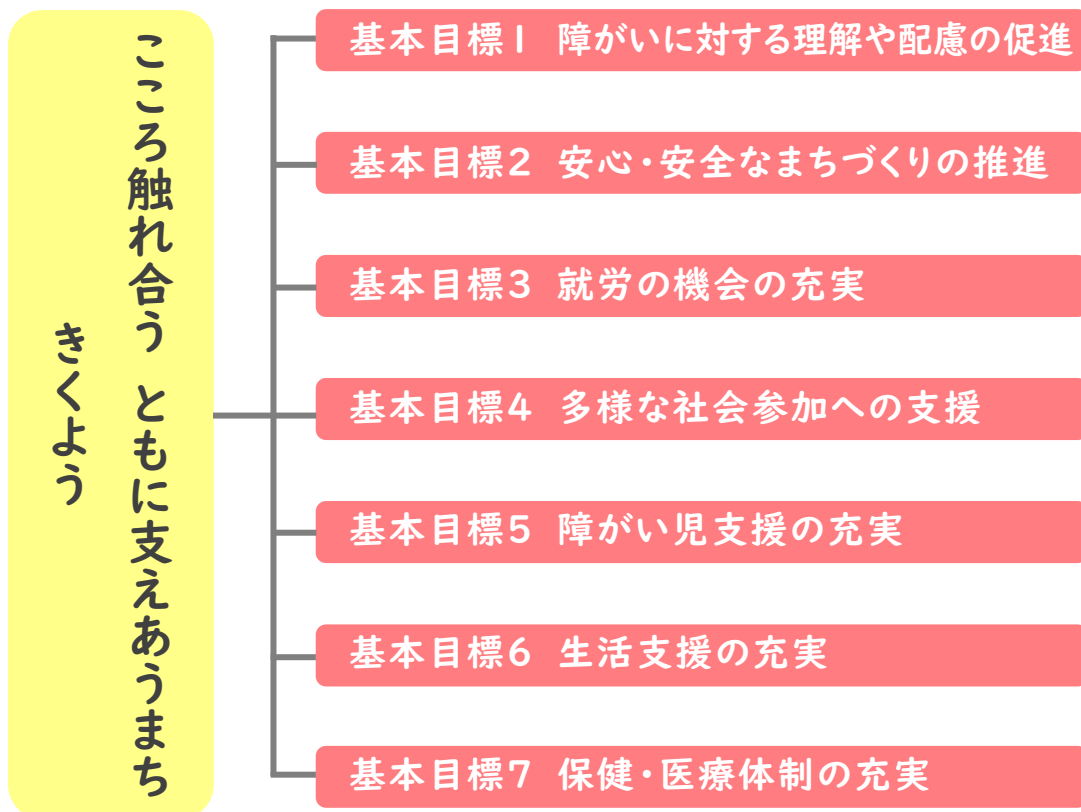
この考え方は、障がいのある人もない人も地域で生活する仲間として人権を尊重し、ともにまちづくりを進めていくという考え方につながります。

障害者基本法が掲げる理念に基づき、本町ではすべての障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちをめざします。

計画の基本目標



基本理念の実現にむけて、以下のように計画の基本目標を定めます。



取り組む内容



基本目標1 障がいに対する理解や配慮の促進

(1) 情報取得や意思疎通に関する支援の充実

令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」も踏まえ、障がいに配慮した情報提供や、選挙などの社会活動に参加しやすい体制の整備等に取り組み、障がいのある人の意志の疎通や決定を支援する体制の充実を図ります。

(2) 障がいへの理解と配慮の促進

障がいについて正しい理解を育み、認め合い助け合う共生社会の実現にむけて、障がいのある人を支える様々な制度の普及や福祉教育に取り組みます。

(3) 差別解消と虐待防止の推進

差別解消にむけて、障がいのある人に対する適切な理解の促進のための啓発に取り組むとともに、障がいのある人への虐待の防止や早期発見・早期解決にむけて、相談機能の充実・強化に取り組みます。

(4) 権利擁護の推進

知的障がいや精神障がいのある人の権利擁護にむけて、成年後見制度や日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)に取り組みます。



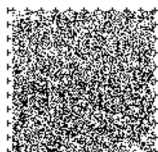
基本目標2 安心・安全なまちづくりの推進

(1) 防災対策の推進

地域住民や事業所とも連携し、障がいのある人を災害から守る体制の強化や、災害時にも安心して避難できる避難所の確保を推進します。

(2) 防犯対策の強化

障がいのある人の多くが消費者被害や詐欺・犯罪等への不安を持っています。福祉事業所等とも連携し、防犯対策を推進します。



基本目標3 就労の機会の充実

(1) 多様な就労への支援

自主製品を販売する障害福祉サービス事業所を支援し、障がいのある人が生産する製品の販売機会の拡大や障がいのある人の社会参加の促進を図るとともに、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。

(2) 雇用・就労の促進

雇用・就労機会の拡充にむけ、本町における障がい者雇用の推進に取り組むとともに、広く、一般企業に対して障がい者雇用の拡大にむけた啓発等に取り組めます。



基本目標4 多様な社会参加への支援

(1) 地域活動やボランティアの振興

障がいがあっても地域で役割を持ち、地域の中で認め合い支え合いながら生活できるよう、障がいがある人の地域活動やボランティアへの参加の促進に取り組めます。

(2) 文化芸術活動・スポーツの振興

障がいのある人が文化芸術活動や読書等を楽しむことができるよう、講演会やコンサート等の企画や、図書館の環境整備等に取り組めます。

また、心身の健康増進にもつながるスポーツについて、障がいがあっても参加・加入しやすい環境づくりに努めます。

(3) 外出への支援

障がいのある人の外出を支援するために、イベントの企画等による外出機会の創出や、移動支援事業の実施、また公共施設や道路における段差解消等に取り組めます。

基本目標5 障がい児支援の充実

(1) 相談体制の充実

障がいのある子どもを育てる保護者の不安の軽減にむけて、事業所や関係機関と連携し、情報提供や相談体制の充実を図ります。

(2) 保育や療育に係る体制の充実

児童発達支援で提供される療育の質と量の確保に努めるほか、保育所等における障がい児の受け入れ体制の充実を図り、保護者の負担軽減と、就労の継続を支援します。

(3) 一人ひとりに応じた教育の推進

障がいのある子ども一人ひとりが、それぞれの状況に応じて、合理的配慮を受けながら最適な環境で学ぶことができるよう、特別支援学校とも連携しながら、教育環境の充実を図ります。



基本目標 6 生活支援の充実

(1) 障害福祉サービス等の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実に努めます。



(2) 相談体制の充実

障がいのある人が、様々な悩みや困りごとを安心して相談できるよう、基幹相談支援センターにおいてワンストップの相談支援に取り組むとともに、各種相談窓口で専門職を配置し、専門的な相談支援を推進します。

また、必要に応じてアウトリーチ(訪問)による支援等、重層的支援体制整備事業による支援を推進します。

(3) 居住環境等の整備・改善

精神科病棟や入所施設からの退所者を含めて、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、住まい等の確保・充実に取り組みます。

基本目標 7 保健・医療体制の充実

(1) 健康づくりの推進

後天的な障がいの原因にもなる疾病や生活習慣病の予防に取り組むとともに、早期発見・早期治療にむけた各種検診や健康診査、特定保健指導等の受診率向上にむけた取り組みを進めます。

(2) 医療体制の充実

重度心身障害者医療費助成や高額医療費の支給により、障がいのある人の医療費負担の軽減を図るとともに、医師会、歯科医師会などと連携を図りつつ、医療体制や歯科医療体制の充実に努めます。あわせて、医療的ケア児への支援体制の充実に努めます。

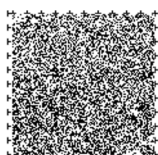
(3) 難病患者等への支援

難病患者や医療的ケア児が、地域で安心して生活できるよう、専門機関や関連機関と連携した相談支援や、各種助成制度の周知、また医療的ケア等にも対応できる福祉サービスの充実に取り組みます。

(4) 精神保健・医療の充実

精神障がいのある人が、地域で安心して暮らすことができるよう、精神保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域における包括的なケアシステムの構築をめざします。

また、自立支援医療の給付等により障がいのある人の医療費負担の軽減を図ります。



障がい福祉計画・障がい児福祉計画

■ 障害福祉サービス・障がい児支援

障害福祉サービスには①訪問による在宅のサービスや外出の際の支援を行う「訪問系サービス」、②施設等で主に日中の活動を支援するサービスを行う「日中活動系サービス」、③入所施設等で住まいの場(主に夜間)におけるサービスを行う「居住系サービス」、④サービス利用計画の策定や地域生活に移行する際に必要な「相談支援」があります。⑤障がい児支援では、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援を提供しています。

① 訪問系サービス

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・重度障害者等包括支援

② 日中活動系サービス

- ・生活介護
- ・自立訓練(機能訓練)
- ・自立訓練(生活訓練)
- ・就労選択支援(※)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型)
- ・就労継続支援(B型)
- ・就労定着支援
- ・療養介護
- ・短期入所(福祉型・医療型)

③ 居住系サービス

- ・自立生活援助
- ・共同生活援助
- ・施設入所支援

④ 相談支援

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援



※就労選択支援は、令和7年度より全国で新たに開始されるサービスです。

⑤ 障がい児支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・障害児相談支援



■ 地域生活支援事業

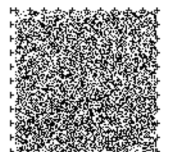
地域生活支援事業とは、上記の障害福祉サービスや障がい児支援とは別に、地域での生活を支えるために市町村及び都道府県が主体となって取組むさまざまな事業の総称です。

(必須事業)

- ・理解促進研修・啓発事業
- ・自発的活動支援事業
- ・相談支援事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見制度法人後見支援事業
- ・意思疎通支援事業
- ・手話奉仕員養成研修事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業(I型)

(任意事業)

- ・福祉ホームの運営
- ・訪問入浴サービス事業
- ・日中一時支援事業
- ・巡回支援専門員整備
- ・障害支援区分認定等事務
- ・自動車運転免許取得・改造助成



計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、行政・地域・家庭・保育園・学校、障がい者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれが適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進める必要があります。

(1) 行政の役割

地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がいのある人のニーズ把握に努めるとともに、国、県等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的に進めます。また、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

(2) 地域・家庭・保育園・学校の役割

地域や家庭、保育園、学校で、障がいのある人に対する正しい理解を深め、地域でともに支え合いながら暮らしていける環境づくりを進める必要があります。そのため、障がいのある人が地域の一人として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めます。

(3) 障がい者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割

障がい者当事者団体は、障がいのある人の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していく必要があります。

障害福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がいのある人の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努める必要があります。

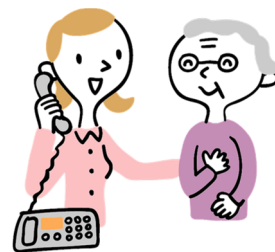
お問い合わせについて

ご自身またはご家族に障がいがあり、困りごとや悩みを抱える方、どうしようもない不安や生きづらさを抱える方、不登校やひきこもりの人のご家族からの相談を受け付けています。

また、こどもの発達や育てづらさなど、「ひょっとしたら」という不安等があれば、以下の窓口までご相談ください。

相談員が話をうかがい、必要に応じて専門機関等とも連携しながら、利用できるサービスや支援、申請方法等についてもご案内します。

ひとりで悩まず、
まずはご相談ください。



第4期菊陽町障がい者計画・第7期菊陽町障がい福祉計画・第3期菊陽町障がい児福祉計画【概要版】

発行年月 令和6年3月

編集・発行 菊陽町 福祉課 障がい福祉係

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地

TEL:096-232-4913 FAX:096-232-4923

